

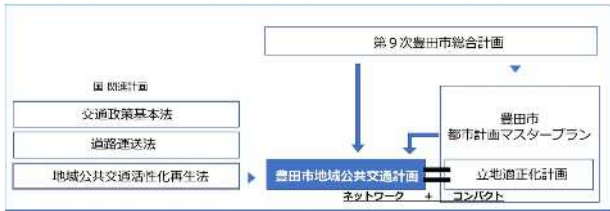
協議案件（４）「次期豊田市地域公共交通計画」の策定について

1 協議事項

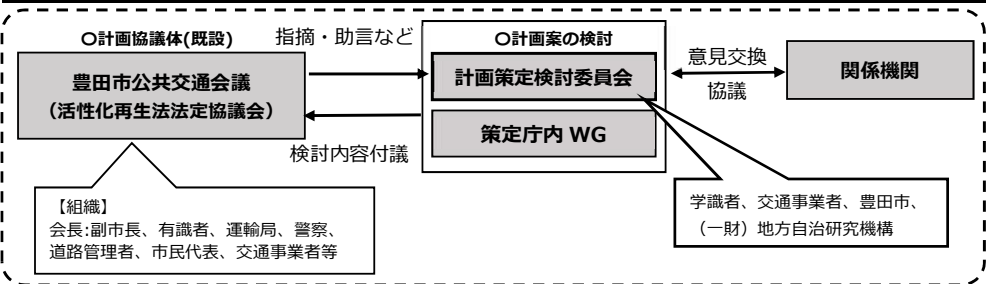
- ・豊田市公共交通会議規約第 3 条 1 項に基づき、次期豊田市地域公共交通計画策定の検討を実施する。
- ・同規約第 1 2 条に基づき、計画検討のための委員会を設置する。

2 豊田市地域公共交通計画の位置づけと改定背景

- (1) 地域公共交通活性化再生法（R2.11 施行）に基づく法定計画（努力義務）
- ・地域にとって望ましい公共交通等のあり方を示す計画
- (2) 改定背景
- ・現行計画（R4.10～R8.3）の期間が満了するに当たり、策定後の公共交通を取り巻く社会状況の変化と課題への対応、第 9 次総合計画の方向性等を踏まえ、都市機能や市民の移動ニーズに対応し、地域や交通事業者との共助の取組の拡充を図りながら、市民の生活の質の向上と持続可能な地域公共交通の確保を図ることを目的に計画改定する。



3 検討体制



※次期計画策定においては、基幹交通ネットワークやサービス水準についても検討する予定であるため、検討委員会の委員は、おいでんバス運行事業者 3 社や鉄道事業者等（実務担当者）を構成員とする。

4 スケジュール

令和 6 ・ 7 年度にかけて検討・協議し、令和 8 年 4 月の施行を目指す。

令和6年度				令和7年度				令和8年度
基礎調査・基本構想検討				施策体系・事業検討		事業調整	周知	
策定検討委員会・庁内WG								計画実施
市民参画	アンケート			ワークショップ		パブコメ		
公共交通会議	★6月	★8月	★12月	★2月	★6月	★8月	★12月	

※策定検討委員会については、令和 6 年度中に 3 回実施予定。